

別海町地域おこし協力隊募集要項

酪農担い手対策（雇用型）

1 募集背景

別海町の基幹産業である酪農は、後継者不足や高齢化、労働力不足による離農の深刻化に直面しており、地域の活力を守るための「酪農の担い手確保」が急務となっています。

そこで、町の重要施策である「担い手プロジェクト」の推進役として、新規就農者の誘致活動や受け入れ体制の整備、情報発信といった支援業務に深く携わります。日本の食を支える強い使命感と熱意を持ち、酪農の未来と一緒に切り拓いてくれる人材を募集します。

2 募集人数及び任用形態

1名 雇用型

3 活動内容及び活動場所

<活動内容>

- ▶ 新規就農者募集業務
 - ・ 農業関連学校等への酪農プロモーション活動
 - ・ 酪農体験受入、旅費助成に係る業務
- ▶ 新規就農者交流イベントの企画・運営業務
 - ・ 農業関係イベント（新・農業人フェア等）出展
 - ・ 研修生等新規就農を目指す者と農業者等の交流イベントの開催
- ▶ 後継者対策支援
 - ・ 別海町酪農研修牧場、町内酪農家における酪農研修・支援
 - ・ 別海町産業後継者対策相談所と連携し、後継者対策を支援。

<活動場所>

別海町役場（北海道野付郡別海町別海常盤町280）

4 募集対象

■ 下記の条件をすべて満たす方に限ります。

(1) 次のアからエの要件の**いずれか**に該当する方

- ア 3大都市圏、政令指定都市、県庁所在地、中核市等（過疎・山村・離島・半島地域以外の都市地域）に住民票を有する方
- イ これまで地域おこし協力隊として2年以上活動し、かつ、解嘱から1年以内の方
- ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）参加者として2年以上活動し、かつJETプログラム終了から1年以内の方
- エ 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

アの詳細は、こちらの[「特別交付税措置に係る地域要件確認表」](#)でお住まいの自治体をご検索ください。

- ・ 「都市地域」の場合→要件を満たしています
 - ・ 「一部条件不利地域」の場合
→お住まいの地域が条件不利地域外であれば要件を満たしています
- ※条件不利地域の該当・非該当はお住まいの市区町村にお問合せください

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方

(3) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方

(4) 地域おこし活動に意欲と情熱を持ち、積極的に活動できる方

(5) 地域住民と協力しながら意欲的に活動でき、積極的に企画・提案ができる方

- (6) 自治会に加入し、地域住民と円滑な関係を構築できる方
- (7) 委嘱後、直ちに別海町に生活の拠点と住民票を異動させることができる方
- (8) ワード、エクセル等の基本的な操作ができる方
- (9) 普通自動車免許を有している方又は取得見込の方
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しない方
- (11) 任期終了後、業務経験等を活かした就業又は起業を目指し、地域に定着することを目標とする方
- (12) 外国籍の場合は、日本語検定3級以上のレベルを有し、会話、テキストともに日本語でのコミュニケーションが取れる方

5 勤務条件

■ 身分

別海町会計年度任用職員（第2号）として任用します。

■ 任用期間

令和9年4月1日以降の任用日（※1）から令和10年3月31日までとします。

（年度ごとの任用により、最初の任用の日から最長3年まで更新することができます。）

※1 任用日は、隊員候補者と町が協議したうえで決定した日とします。

※2 職務怠慢や非行など、地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であっても解嘱することがあります。

■ 給与

月額 325,000円

※ 時間外勤務手当、通勤手当は別途支給します。会計年度任用職員はその他の扶養手当、住宅手当、寒冷地手当等は支給対象外となります。

■ 活動日

勤務日数は、月曜日から金曜日までの週5日とし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月31日から翌年の1月5日まで）は休日とします。ただし、活動のため休日の勤務が必要な場合は、平日に休日を振り替えることができます。

■ 活動時間

活動時間は、午前8時45分から午後5時30分までとし、正午から午後1時までは、休憩時間とします。

また、活動のため時間外の勤務が必要な場合は、規程に基づき、時間外勤務手当を支給します。

■ 待遇・福利厚生

- ① 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。給与から本人負担分が差し引かれます。
- ② 役場庁舎内の勤務で使用する端末が貸与されます。
- ③ 勤務時間中の車両は、原則として公用車を使用します。
- ④ 住居は民間アパート等を斡旋します。（住宅料、光熱水費は自己負担となります）
- ⑤ その他活動に要する経費や研修旅費は、予算の範囲内で支給します。
- ⑥ 転居に伴う費用は、自己負担となります。
- ⑦ 規程に基づき有給休暇、特別休暇等を付与します。（年次休暇20日など）

■ 副業

原則として認めていませんが、任期中の協力隊活動に影響を及ぼさず、かつ任期終了後の定住に関連するもので、町長が認めた場合は許可します。

6 応募方法

■ 提出書類

- ① 「履歴書」（任意書式。ただし、顔写真貼付のものとしします。）
- ② 「職務経歴書」（任意書式）

■ 提出方法

下記の電子フォームから応募してください。 ※QRコードからも応募可能です。

<https://logoform.jp/f/falSf>



※ ①②は電子フォームに原則PDFで添付してください。

※ 取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、目的以外に使用することはありません。

※ 内定後、地域要件を満たしているかを確認するため、住民票の写しの提出を求めます。

■ 募集期間

月額 325,000円

※ 応募状況等に応じ、募集期間を短縮又は延長することがあります。

7 選考方法

■ 第1次選考（書類選考）

提出書類による選考を行います。

希望に応じて、町担当者等とのカジュアル面談（WEB）を行います。

第1次選考結果は、随時応募者にメールで通知します。

■ 第2次選考（面接選考）

第1次選考合格者を対象に、個人面接（WEB）を行います。

第2次選考の日時については、応募者との調整の上決定します。

※ 応募前にWEB面談を実施することも可能です。

※ WEB面談等を受けるために必要な機器の用意、システム使用料、通信料等は、応募者負担となります。

■ 別海町地域おこし協力隊員の決定

第2次選考により、別海町地域おこし協力隊員を内定します。第2次選考結果は、メールで通知します。

8 問い合わせ先

〒086-0205

北海道野付郡別海町別海常盤町280

別海町役場

町HP：<https://betsukai.jp/>

総合政策部地域人材政策（担当：成田（なりた））

TEL：0153-74-9502（直通）

E-mail：regional-hr-st@betsukai.jp